

技能労務職の給与に関する取組方針

1 現状

令和7年3月

(1) 職種ごとの人数・平均給与・平均年齢等のデータ、これに対応する民間従業員のデータ

区 分	公 務 員					民 間			参 考
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国ベース)	対応する民間 の類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	A/B
つくばみらい市	60.6 歳	7 人	246,279 円	264,825 円	261,111 円	—	—	—	—
うち学校給食員	— 歳	— 人	— 円	— 円	— 円	—	—	—	—
うち用務員	58.6 歳	3 人	278,767 円	296,159 円	295,493 円	用務員	49.1 歳	244,800 円	1.21
うち業務員他	62.2 歳	4 人	221,913 円	241,325 円	235,325 円	—	—	—	—
茨城県	57.8 歳	133 人	300,466 円	344,947 円	307,162 円	—	—	—	—
国	51.2 歳	1,829 人	288,144 円	— 円	330,553 円	—	—	—	—
類似団体	52.7 歳	107 人	321,506 円	377,113 円	353,146 円	—	—	—	—

区 分	参 考		
	年収ベース (試算値の比較)		
	公務員 (C)	民間 (D)	C/D
つくばみらい市	—	—	—
うち学校給食員	— 円	— 円	—
うち用務員	4,765,283 円	3,297,300 円	1.45
うち業務員他	— 円	— 円	—

※民間データは、賃金統計構造基本統計調査において公表されているデータを使用しています。

※技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において 完全に一致しているものではありません。

※年収ベースの「公務員 (C)」及び「民間 (D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値です。

※「平均給料月額」とは、令和5年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均です。

※「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものです。

また、「平均給与月額 (国ベース)」は、国家公務員の平均給与月額には時間外勤務手当、特殊勤務手当等の手当が含まれていないことから、比較のため国家公務員と同じベースで再計算したものです。

(2) 職種ごとの年齢別の人数のデータ (令和6年4月1日現在)

①学校給食員

区 分	20歳 未満	20歳 23歳	24歳 27歳	28歳 31歳	32歳 35歳	36歳 39歳	40歳 43歳	44歳 47歳	48歳 51歳	52歳 55歳	56歳 59歳	60歳 以上	計
職員数	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人

②用務員

区 分	20歳 未満	20歳 23歳	24歳 27歳	28歳 31歳	32歳 35歳	36歳 39歳	40歳 43歳	44歳 47歳	48歳 51歳	52歳 55歳	56歳 59歳	60歳 以上	計
職員数	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人	1 人	1 人	1 人	3 人

③業務員他

区 分	20歳 未満	20歳 23歳	24歳 27歳	28歳 31歳	32歳 35歳	36歳 39歳	40歳 43歳	44歳 47歳	48歳 51歳	52歳 55歳	56歳 59歳	60歳 以上	計
職員数	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人	1 人	3 人	4 人

（３）その他給与に関する事項

①給料表

就業規則給料表（国の行政職給料表（二）に同じ）の４級制を適用しています。一部の職員について行政職給料表を適用していましたが、平成21年度より廃止しました。

②手当

扶養手当・地域手当・住居手当・時間外勤務手当・休日勤務手当・期末手当及び勤勉手当をそれぞれ該当者に支給しています。

③昇給基準

毎年４月１日に前１年間の勤務成績に応じて、４号給（57歳を超える場合には２号給）を標準として昇給します。

2 今後の基本的な考え方

技能労務職員の給与が民間の事業者に比べ高い水準となっていることを踏まえ、給与面においては国、県及び近隣市の動向を見ながら適正な給与制度・運用となるよう努めます。

また、職員については退職不補充とし、必要な業務については民間委託や会計年度任用職員の雇用での対応を検討していきます。

3 具体的な取組内容

①昇給について

平成29年度より、人事評価制度による評価結果を反映した給与制度へ転換しました。

②勤勉手当について

平成20年度より人事評価結果を勤勉手当の成績率に反映させ、個人の業績・態度・能力に応じた割合で支給しています。

4 その他

技能労務職員については、新市発足以降（平成18年３月27日合併）退職不補充とし、新規採用をしていないため平均年齢が60.6歳と高齢化しております。

平成30年度においては、学校給食センターの新設に伴い、調理業務を民間委託しました。これに伴い、学校給食業務に従事していた職員の配置転換を実施しました。

令和６年度末において、暫定再任用職員１人が退職し、暫定再任用職員は２人となります。